

# 一般社団法人北海道建築士事務所協会設計会館 8階会議室の使用について

制 定 令和4年3月18日

## 1 使用会議室について

使用できる会議室は、別紙1のとおりとする

## 2 会議室の使用申込等について

- (1) 会議室の使用時間は、原則午前9時から午後5時までとする
- (2) 会議室の使用にあたっては、別紙2「8階会議室使用申込」を一般社団法人北海道建築士事務所協会事務局（以下「協会」という）に提出すること
- (3) 使用承認後に変更するときは、速やかに協会に申し出ること
- (4) 会議室は全面禁煙とする
- (5) 椅子、テーブル等の位置を変更した場合は、使用后速やかに元に戻すこととする

## 3 使用料

別紙3のとおりとする

## 4 使用料金の支払い方法等について

- (1) 使用料金の支払いは、原則前払いとする
- (2) 会議室の利用で申込時間を超過するなどの変更が生じた場合は追加料金を支払うこととする
- (3) 使用料の支払いは、事務局への現金の納付又は下記口座への振込とする

口座名 一般社団法人北海道建築士事務所協会  
銀行名 北海道銀行本店営業部  
口座番号 普通預金 0101002